

コメント ②

茂木 洋平

自由民権運動は明治期に全国各地で展開され、士族階級だけでなく、他の多くの階級に属する人々が参加し、その活動も多岐にわたる。それ故、自由民権運動が何かを理解するのは難しいが、その活動の主たる側面として、国会開設運動と数多くの民権家による私擬憲法の起草が挙げられる。自由民権運動は展開された地域と参加階級が多様であるため、各地域での活動の性質は異なる。升報告では、士族階級が中心となって開始された高知の自由民権運動、豪農が中心となって開始された武相地域の自由民権運動の性質が分かりやすく比較された。例えば、千葉卓三郎が作成した「五日市憲法」と、植木枝盛が作成した「東洋大日本国家案」は、共に詳細な人権規定を持つことで知られる。前者は、自由権の総括的規定において「凡そ日本国に人民はない外国人論ぜず其生命財産名誉を保固す」として「財産」が明示されている。後者は、自由権の総括的規定において「日本の人民は生命を全うし四肢を全うし形態を全うし健康を保ち面目を保ち地上の物件を使用するの権を有す」と規定し、「財産」の文言はなく、財産権の規定は第65条と末に置かれている。以上を踏まえ、升報告では前者は経済的事象について相対的に関心が高く、後者は関心が高くないとしている。五日市の豪農にとって経済活動は生活の重要な部分を占めており、自己の生活の重要な部分が政治的主張とリンクするとしている升報告の指摘は興味深い。

出口報告では、自由民権運動が改憲論に反対するための1つのツールとして用いられたことを紹介している。出口報告は、色川大吉が明文改憲の動きとデモクラシーの形骸化を踏まえて、「民権100年」の意義を述べた言説の一部を抜粋している。その言説は「自由民権家たちが命を賭してたたかった

のは、こういう民主主義のためではなかった。もっと一人一人の人民の意志が尊重される制度であり、特性の高い理想であった。そもそも民主主義の基本原則とは何であったのか。民権家たちはそれを人民による政治、つまり代執行者たちによる人民のための政治ではない、人民自身の参加による人民のための政治だと考えた。¹と述べており、自由民権運動を高い理想に基づいた民主主義を求めた運動だと捉えている。しかし、自由民権運動の実体は、色川の理解で正しいのか。松沢裕作はこれを否定する。出口報告は、自由民権運動の歴史的意義の再考が迫られている現状を認識し、松沢裕作の業績²がそれを再考するにあたり有意義であると高く評価する。松沢は、高知の自由民権運動について、権力を追われた者が再び権力に割り込むことを1つの目的にしていたと捉える³。また、松沢は、自由民権運動は国会開設を求め、多くの民権家が私擬憲法を起草したが、政府は国会開設と憲法制定の必要性を認識していたとする⁴。松沢に依れば、「誰」が新しい社会を構築するのが政府と自由民権運動の間の争点であった⁴。自由民権運動は全国各地で展開され、参加者の出身階層とその活動が多様であり、高知の自由民権運動の性質が自由民権運動の全貌を示すわけではないが、少なくとも、そのすべてが高い理想に基づいて行われたわけではないと言える。

民権期には数多くの私擬憲法が作られ、その代表的なものとして、立志社の憲法起草委員によって作成された「日本国憲法見込案」、前出の植木枝盛の「東洋大日本国国憲案」、千葉卓三郎の「五日市憲法」等があり、これらの私擬憲法には詳細な人権規定が置かれ、日本国憲法の人権保障の考え方に通じるところがある。しかし、出口報告は、少なくとも愛国社系の人々の狙いは議会を握って自己の主張を実現するところにあったと指摘する。民権期の私擬憲法がこの文脈で作られたことには、注意が必要である。

鈴木安蔵は、憲法研究会の「憲法草案要綱」を作成する際に、「植木枝盛の『東洋大日本国国憲案』や土佐立志社の『日本憲法見込案』など、日本最初の民主主義的結社自由党の母体たる人々の書いたものを初めとして、私擬憲法時代といわれる明治初期、真に大弾圧に抗して情熱を傾けて書かれた二〇余の草案を参考」にした⁵。1964年に公表された『憲法の制定過程に関する小委員会報告書』において、「マッカーサー草案」の起草の際に、憲法研究会案が相当程度重要視されていた旨が述べられている⁶。これを受けて、

押し付け憲法論に対する反論として、憲法研究会案がGHQの憲法案起草作業に影響を及ぼしているため、日本国憲法の核心部分は日本人の手によって作られたという主張がなされる⁷。しかし、出口報告にあるように、憲法研究会案がGHQによって参照されたのは確かだとしても、現在では、直接的影響があったとは言えないことが明らかにされている。研究会案がGHQによる「マッカーサー草案」の起草に直接的影響を与えていない以上、日本国憲法の核心が日本人の手によって作られたとは言い難い。日本国憲法の正統性は誰が作成したのかという点よりも、現在まで改正されることなく続いてきたことで、日本国憲法の理念が日本人に受け入れられてきたことに求められると考える。そして、日本国憲法が受け入れられたのは、民権期から日本人が日本国憲法の理念を持ち合わせていたことに理由があるのではないか。

自由民権運動は日本の護憲論だけでなく、GHQによっても注目されていた。出口報告では、その例として、1947年6月6日に、GHQ民政局のケーデイスによって行われた『『国体』個人の自由と尊厳——日本の真の国体(National Policy)』と題するステートメントを挙げている。このステートメントは、植木枝盛が基本的自由を十分に理解していると評価し、植木の『言論自由論』の理念が日本国憲法に体现されている旨を述べている。出口報告は、このステートメントから、民政局のスタッフの間で植木の思想が高く評価されているのは疑いないが、何故、ケーデイスが植木に言及したステートメントを発表しているのかを考える必要があるとし、このステートメントの後半で、自由民権運動に対する警察による弾圧の歴史が語られ、企業による財の独占と「官尊民卑」の弊害が強調されている点に着目する。出口報告によれば、当時、GHQの民間諜報局公安課と内務省警保局が進める比較的穏健な警察改革構想と民政局の徹底した警察分権化構想が対立し、混乱する経済状況に対応した経済緊急対策が強力に進められていた。このステートメントが植木の思想を高く評価したことには、以上の背景があることを理解しなければならない。

民権家が起草した多くの私擬憲法には詳細な人権保障の規定が存在し、日本国憲法の理念に通じるところがあること、自由民権運動が政府に弾圧されてきた歴史があることに着目し、護憲論は、改憲論に反対するための1つのツールとして、GHQ民政局は、戦前の日本政府を批判し自身の政策を推進

するための 1 つのツールとして、自由民権運動に焦点を当てた。自由民権運動は歴史の節目で注目されてきたが、自己の主張を正当化するために自由民権運動の実像が歪められていないかに注意しなければならない。また、如何なる文脈で自由民権運動が注目されたのかを理解しなければならない。

(Endnotes)

- 1 色川大吉『自由民権』(岩波書店、1981) 224 頁。
- 2 松沢裕作『自由民権運動 —〈デモクラシー〉の夢と挫折』(岩波書店、2016)。
- 3 同書 49 頁。
- 4 同書 98 頁。
- 4 同書 106 頁。
- 5 『毎日新聞』1945 年 12 月 29 日。
- 6 憲法調査事務局『憲法制定の経過に関する小委員会報告書』(大蔵省印刷局、1964) 308 頁。
- 7 小西豊治『憲法「押し付け」論の幻』(講談社、2006) 163 頁。

(もぎ・ようへい 桐蔭横浜大学法学部講師)